

# 板橋区個別避難計画 作成・運用に係る説明会

—取り組み概要について—

(居宅介護支援事業所、計画相談支援事業所向け)

# 個別避難計画とは . . .

- ▶ 災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）を「誰が」、「いつ」、「どうやって」、「どこに」避難するのかを記載した計画。

# 個別避難計画作成に至る背景

- ▶ 近年、全国的に多発している豪雨災害によって亡くなられた方の多くが高齢者等の要配慮者であり、何らかの対策が不可欠であった。
- ▶ 内閣府では対策として令和3年5月に災害対策基本法の改正を行い、一人ひとりの避難方法を事前に取り決める「個別避難計画」を災害の危険度の高いところから優先的に策定していくことを市区町村の努力義務とした。

# 個別避難計画作成に至る背景

- ▶ 板橋区では災害対策基本法の改正に基づき、水害時のリスクが特に高い地域に居住している避難行動要支援者を対象として個別避難計画の作成を進めていくこととした。

# 避難行動要支援者とは

- ▶ 避難行動要支援者とは、要配慮者（高齢者、障がい者等）のうち、一人では避難することが特に困難な方を指し、板橋区においては下記の定義となっている。

## 板橋区における「一人では避難することが特に困難な方」の定義

- 1 身体障害者手帳1～3級の方
- 2 愛の手帳1～3度の方
- 3 要介護認定3～5を受けている方で下記のいずれかに該当する方
  - ア上記1, 2の要件を満たす者と同居している方
  - イひとり暮らしである方
  - ウ他の世帯員が全て65歳以上である方
  - エ他の世帯員が全て要介護3～5である方
- 4 上記以外で板橋区が避難の支援が必要と認めた方

# 避難行動要支援者名簿制度とは

- ▶ 前項の避難行動要支援者に対し、情報提供の同意確認を行い、同意の得られた方を名簿化し、地域支援者（住民防災組織や民生委員等）に配付し災害時の共助を推進する制度である。
- ▶ 災害対策基本法により作成することが自治体の義務とされている。

# 個別避難計画の作成

- ▶板橋区においては、個別避難計画の作成は本人のケアプラン等を作成している事業者へ委託する方法で進めていく。
- ▶作成は本人のケアプラン作成のタイミングに合わせて行っていただく。
- ▶委託は内閣府の示した新規作成 1 件7,000 円で行うものとする。
- ▶計画の更新は年に 1 度行うこととし、更新も新規作成同様に委託する。

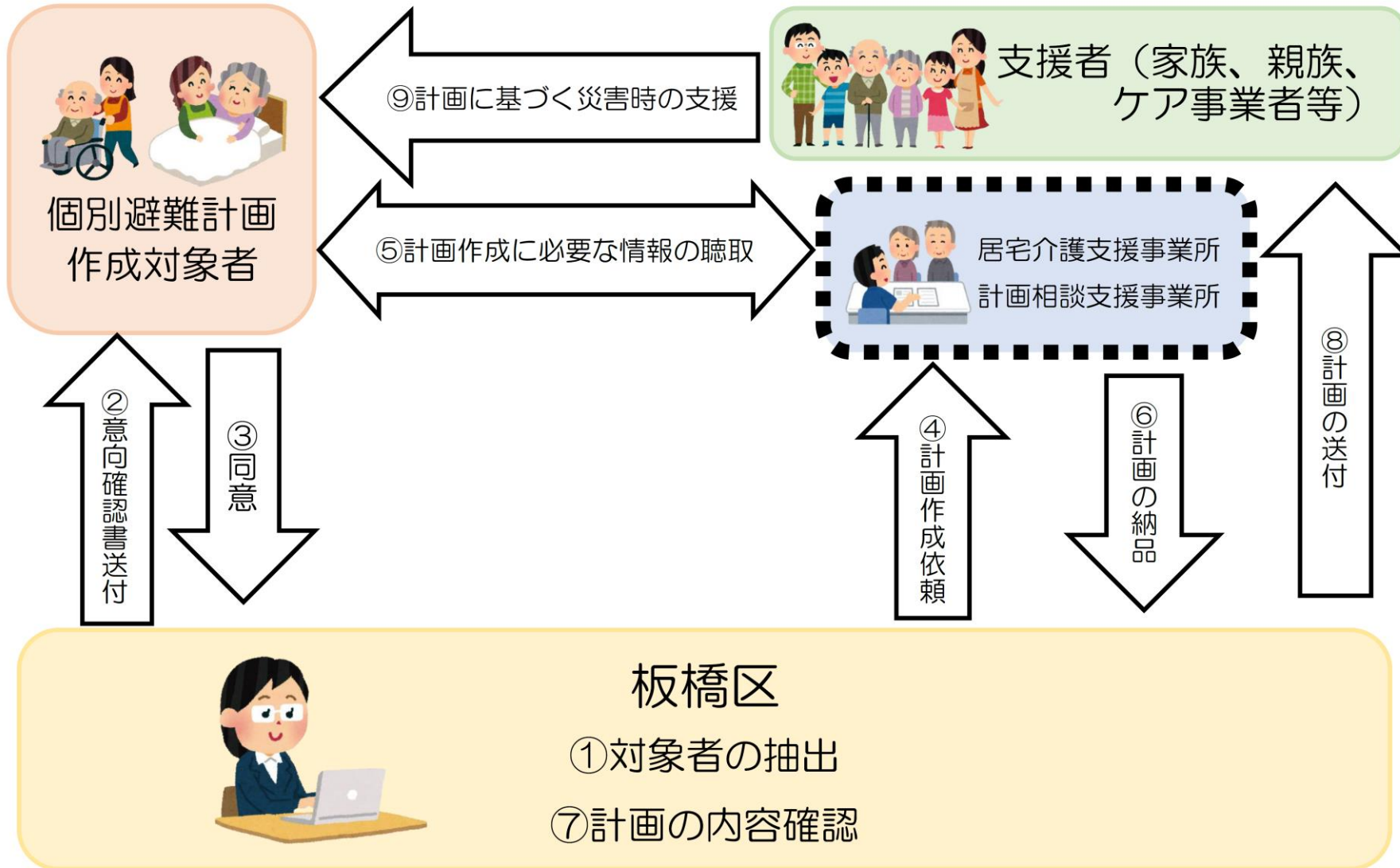
# 個別避難計画作成の対象者

▶令和4年度においては、下記の方を作成の対象者とする。

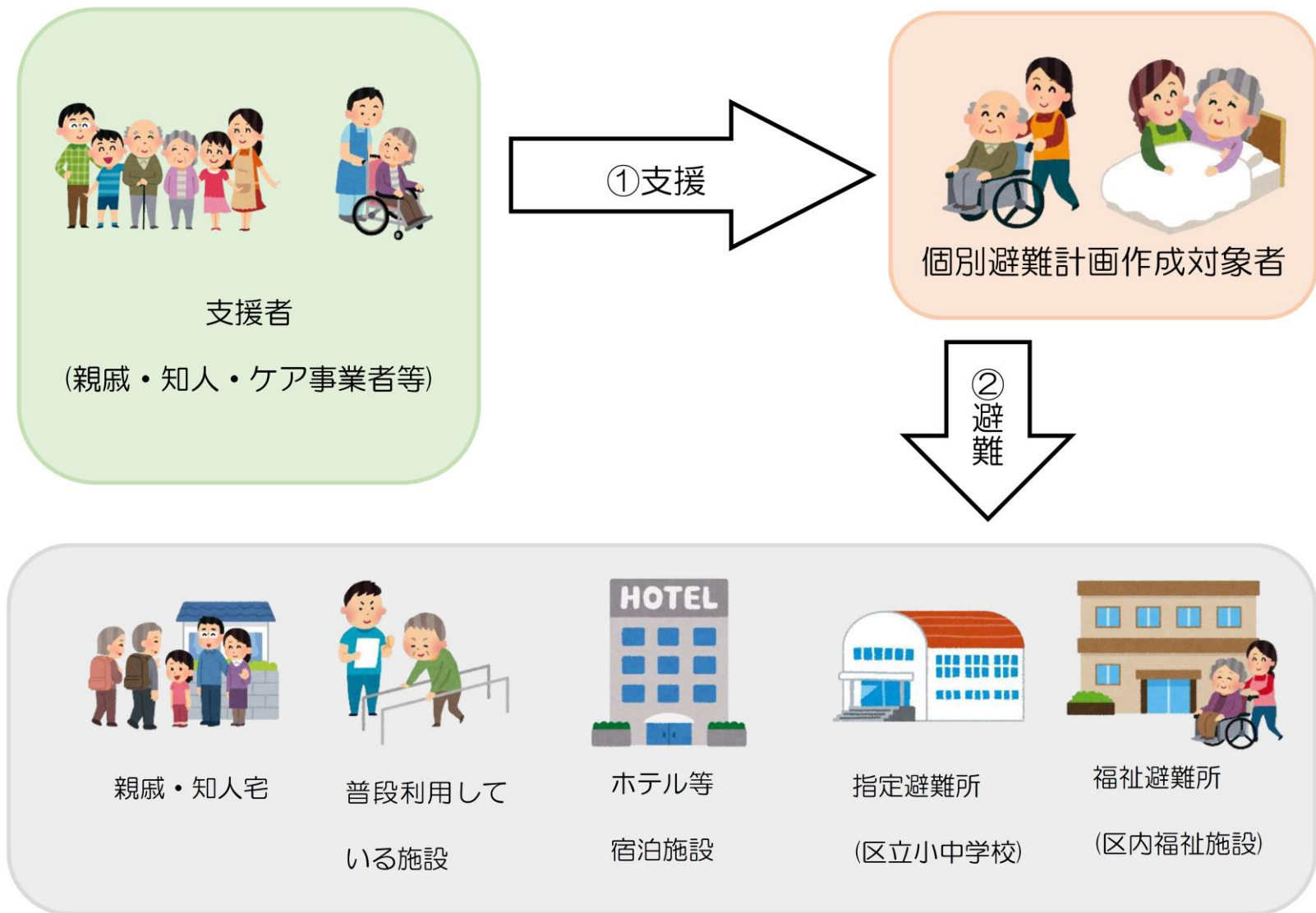
○洪水ハザードマップ（荒川氾濫版）における家屋倒壊等氾濫想定区域のうち、舟渡・新河岸地区に在住かつ1～3階に居住している避難行動要支援者名簿同意者



# 個別避難計画作成フロー



# 個別避難計画を利用した避難フロー



# 今後のスケジュール

- ▶ 令和4年4月に区で抽出した作成対象者に対し、個別避難計画作成の同意確認を郵送にて実施する。
- ▶ 対象者への同意確認時に、居宅介護支援事業所や計画相談支援事業所を同意確認書に記入してもらう。
- ▶ 同意を得られた方から順次各事業者へ委託契約を行う。

# 最後に . . .

- ▶ この個別避難計画の作成にあたっては、ケアプラン等作成事業者の皆様に協力いただけることが必要不可欠であります。
- ▶ 災害時に「誰ひとり取り残さない」ためにも皆様にこの取り組みについて、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。